## 連携中枢都市圏制度の概要

- ・経済成長のけん引、高次都市機能の集積、生活関連サービスの向上
- ・連携協約と都市圏ビジョン

※総務省資料

## 連携中枢都市圏の取組の推進

### 連携中枢都市圏の意義とは

▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

### 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① <u>圏域全体の経済成長のけん引</u> 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援等
- ② <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等
- ③ <u>圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、 地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ <u>地方自治法を改正</u>し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能 とする「連携協約」の制度を導入(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、 国費により支援
- ➤ 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢 都市宣言



連携協約 の締結



都市圏ビジョン の策定



■は、連携中枢都市の要件を満たす市(61市)※中核市に移行していない市も含む

#### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、 経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

# 都市圏形成に必要な事務手続き

#### 1.「連携中枢都市宣言」

圏域内で、相当の規模と中核性を備える市(佐世保市)が、圏域の中心都市となるべく、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担うことを表明する宣言です。

#### 2.「連携協約の締結」

連携する自治体(佐世保市及び各市町)が、連携事業の実施に当たり、その基本方針や事務処理等の役割分担等について交す自治体間の協約(締結・変更には「議会の議決」が必要)です。

※連携協約の意義は、従来の一部事務組合等の共同処理に基づく事務分担だけではなく、地域の実情に応じ、自由に連携する内容を協議し政策合意を行うことができることであり、この合意に基づき圏域としての政策を継続的・安定的に推進。

#### 3.「都市圏ビジョンの公表」

平成30年9月3日

連携中枢都市宣言を行った自治体(佐世保市)が、産学官民の有識者等で構成される「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の意見を反映した圏域の中長期的な将来像や、連携事業の具体的な取り組み等について取りまとめ 策定し、公表する必要があります。

連携中枢都市宣言



平成31年1月12日

連携協約の締結

平成31年3月26日

都市圏ビジョン の公表

# 都市圏ビジョン懇談会

## ・都市圏ビジョンとは

連携中枢都市(中心市)が、連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として、下記(※)に規定する事項について記載するものです。

## ・都市圏ビジョン懇談会とは

上記ビジョンの策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員とする「都市圏 ビジョン懇談会」における協議・検討を経るものとされていることを踏まえ、中心市が設置 する協議・検討の場です。

## ※【連携中枢都市圏ビジョン記載事項】

- ①【連携中枢都市名および圏域構成市町名】
- ②【都市圏の中長期的将来像】
  - ·将来推計人口(H25.3国立社会保障·人口問題研究所)
  - ・行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等
  - ・今後の人口動態
  - ・当該連携中枢都市圏の将来像を提示する。
  - ※将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の 人口、高齢化率等の目標を含む。
- ③【連携協約等に基づき推進する具体的取組】
  - ・具体的内容や実施スケジュール
  - ・関連する市町村の名称及び根拠とする連携協約等の規定
- ④【具体的取組の期間】おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。
- ⑤【成果指標】 KPIを設定し進捗管理を行う。

#### 連携中枢都市宣言

長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町の12市町は、従来から住民の暮らしに関わる課題に対して、県境を越えて連携し、互いに力を合わせ取り組んできました。

国内有数の漁獲量を誇る水産業や歴史のある造船業など、産業の集積を生かした経済の連携強化を図るとともに、近年では、世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や、長崎・佐賀両県に跨る日本遺産である「肥前窯業圏」、そして、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定された九十九島など、数多くの魅力ある資源の連携を強化してきました。

また、地震が少なく、自然災害に強い土壌と気候に恵まれた地域の中で、私たちは先人たちから安全な暮らしや豊かな生活を引き継いできており、これまで育まれてきた産業や歴史文化、自然などの地域資源は、未来の子供たちに継承すべき大切な財産です。

さて、佐世保市は、海軍鎮守府が設置されて以降、戦前は海軍都市として、戦後は軍商機能併立、基地との共存・共生を図る一方、人口の集中や工業、商業などの集積が進められ、医療や消防、観光などの様々な分野で長崎県北部、佐賀県西部の一体的な発展の基礎を築いてきました。

しかしながら、これまでの各施策を講じても、人口減少、高齢化は本圏域でも顕著で、2045年には、圏域48万人の人口が34万人に、 高齢化率は38.4%になると推計されており、地域経済の縮小と社会保障費などの増大により、行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが現実的かつ具体的な課題として懸念されています。

このようなリスクに対しては、豊かな自然や文化、多様な産業や暮らし、そして何より、これまでの歴史の中で育まれてきた多様性と活力に満ちた「人」を中心に、創造・挑戦する精神によって、この難局を乗り越えていかなければなりません。

平成28年4月1日、佐世保市は本圏域の中心市となるべく中核市へ移行し、広域的な都市圏形成に関して、中心的役割を担うべき存在になりました。

これまで以上に、進取の精神を持ち、行政区域の枠を超え、社会的、経済的に関係性のある自治体と横の繋がりを築き、医療や交通、産業といった分野において、圏域内の行政サービスや都市機能を効率良く活用しながら、地域の社会・経済のリーダーとして持続的に支えていくことが必要です。

さらには、グローバル化が進展する中で、地理的に東アジアに開かれた優位性を活かし、圏域全体を将来的に成長・発展させていく役割も求められます。

このことを踏まえ、佐世保市は、構成市町の個性を尊重しつつ、圏域全体の都市機能や経済を牽引し、住民の皆様の暮らしを支えると同時に、この圏域の豊かで実りある未来と、一体的共生社会を築くため、多様性と創造・挑戦・進取の精神をもって、本圏域の中心市として力を尽くしていくことをここに宣言します。

平成30年9月3日 佐世保市長 朝長 則男